会議結果報告書 (会議内容全文)

会議の名称	平成30年度第1回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	平成 30 年 7 月 24 日(火)10:00~11:30 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員	品川ひろみ、内山真理子、香川美由紀、菊地秀一、前田元照、三井有希子、山田暁子
7名/7名中	(敬称略)
傍聴者数	1名

※以下内容については、重複した言葉遣いや、明らかな言い直しや誤りがあったものなどを整理した上で作成しています。

議事	概要
	【部会長 会議開催~会議の一部非公開の決定】
	本日の会議では、利用定員の設定、保育所、小規模保育事業所の整備計画の承認と
	認可に関する内容となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・
	確認部会の役割となっていることから審議するものである。
	なお、整備計画の承認と認可については、「認可・確認部会の運営について」の1に
	基づき非公開で審議することとし、2に基づき該当する配付資料・会議結果報告書は
	非公開とする。
1.利用定	【事務局説明】
員の設定に	○資料1-1「利用定員の設定について」を用いて説明
ついて	この後に整備計画について審議いただく、保育所6件、小規模保育事業A型 13 件に
	加え、公立保育園 1 件の利用定員の設定である。
	資料 1 ページ目の資料 $1-1$ が利用定員の案である。保育所は $2\cdot 3$ 号で 350 人、
	小規模保育事業A型は3号のみで247人の定員設定となり、この度設定される利用定
	員総数は 597 人となる。なお、保育所の欄の上から4行目に「厚別区保育・子育て支
	援センター(ちあふる・あつべつ)」の記載があるが、公立園となるため、整備計画及
	び認可に関する審議事項には含まれず、この審議事項においてのみ確認いただくもの
	である。
	○資料1-2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明
	次に 2 ページ目の資料 $1-2$ が需給計画の進捗状況である。資料 $1-1$ で新たに設
	定する利用定員をはじめとして、本日審議いただく案件について、原案のとおり利用
	定員を設定した結果、本市の教育・保育の需給状況がどのようになるのかを示してい
	る。
	表の見方について説明すると、左から、見直し後の事業計画において、平成30年度
	当初に見込んだ認可保育所等の定員を供給量(A)として、表の真ん中①から⑥に、
	事業計画に定める整備手法ごとに、平成30年度中に承認いただき決定する確保量の合
	計(B)の結果、平成31年度当初に見込まれる供給を供給量(C)として示している。

なお、見直し後の事業計画に、新たに供給確保策として盛り込んだ「企業主導型保

育事業」「幼稚園一時預かり事業」について、平成30年度当初の整備量の実績について調整中であるため、実績値が確定次第、(A)欄の部分は修正する。また、今後新たに開園するものが確定した段階で「③企業主導型保育事業・幼稚園一時預かり」の項目(斜線部分)に計上していくこととなる。

また、右から3列目の需給状況(E)欄が整備後の需給状況を示しているが、これは計画見直し後の目標達成年度である平成32年4月に見込まれるニーズ量(D)に対しての進捗状況を示すものとなっている。

最後に、1番右の列である(G)欄が、更に区間調整を行った後の需給状況となっている。

0歳は全区において充足しているものの、1~2歳は南区を除く9区、2号保育は中央区、北区、清田区、手稲区、2号教育は中央区、豊平区、清田区、南区、西区、手稲区において不足が発生しており、本日審議いただく案件を全て承認したとしても、今後も引き続き供給確保に向け整備を進めていく必要がある状況。

【主な委員意見・質問】

○企業主導型保育事業についての情報が入ってくるようになったが、市内ではだい たいどれくらい拡大されているのか。

→国(児童育成協会)より助成決定を受けた市内定員数は地域枠・従業員枠を含め 2千数百名規模となっている。ただし、その中でも既に開所している施設やこれから開所する予定の施設もあり、実際の地域枠の数についてもまだ国から報告がきていない状況である。

○現在の待機児童や入所申込の状況と照らし合わせ、現在の需給計画との間で齟齬はないか。

→ニーズ量は平成32年4月時点のものを示している。また、このニーズ量の調査については平成28年の秋に実施したものであり、今後保育所等を利用するかもしれないという潜在的なニーズを含めて算出した。そのため、現時点でそのニーズの最大値が表面化しているものではない。現に平成30年4月の保育所等への申込者数でも事業計画におけるニーズ量を下回るものとなっている。なお、国定義の待機児童も昨年の7名に対し、0名となっている。しかしながら、特定の保育所等を希望すること等による、国定義以外の待機児童となっている方は1,900名程度いる。また、子どもの数は減っている一方、共働きの世帯が増えていることにより、保育に対するニーズはまだ増えているという状況である。

○区によって、需給計画の進捗については丁寧に見ていかなくてはいけないと思う が、そこについてどう考えているか。

→今回の事業計画の中間見直しでは区間調整について、足りない区は全て区間調整をするのではなく、他区の実際の利用状況を踏まえ、1割程度を他区から供給する考えであり、後になって足りないという状況にならないよう配慮している。また、今後の区別の待機児童の状況や大規模マンションの建設等に伴うニーズの変化等も踏まえて、計画を管理していく。また、次期計画に向け、今年度もニーズ調査を実

施することとしている。

- ○2号教育がマイナスになっている区が多いが、ここについてはどのように供給量 を確保していくのか。
- →2号教育は幼稚園から認定こども園へ移行する場合の2号部分、幼稚園の一時預かりの部分を供給量としていることから、今後も各幼稚園に対して個別に認定こども園への移行、または幼稚園一時預かりの拡充についてお願いをしていきたいと考えている。
- ○今後、ニーズ調査を行うということであったが、平成31年の10月より3歳児以上の幼児教育・保育の無償化(以下、「無償化」という。)が実施されるに伴い、特に2号ニーズが増えると考えられる。ニーズ調査では無償化を踏まえた調査項目を考える必要があるのでは。
- →まだ、無償化の詳細について国より示されていないが、詳細が示されれば、ニーズ調査の中でも聞き方について検討していく。また、1号ニーズが2号へニーズがシフトすること等も想定されることから、これについても対策を検討していく。

上記の質疑の後、提示した保育所等の利用定員の設定は、認可の承認を前提として 承認された。

保育所 (新設)の 整備計画及

び認可につ

いて

【事務局説明】

○資料2「保育所(新設)の整備計画」を用いて説明

資料 2-1 の審査案件一覧に記載のとおり、今回審議いただく案件は、1 番から 6 番までの 6 件で、整備区分としては、いずれも賃貸物件を活用した補助整備である。

1番の「ニチイキッズ南まるやま保育園」は、中央区南9条西23丁目に株式会社ニチイ学館が整備する定員50人の保育所で、現在建設中の5階建ビルの1階を賃貸する計画。

2番の「北一条すずらん保育園」は、中央区北1条東10丁目に特定非営利活動法人 (以下、「NPO法人」という。)である札幌ベビールームが整備する定員40人の保育 所で、28階建ビルの1階を賃貸する計画。

3番の「保育所お一るまいてい屯田園」は、北区屯田6条10丁目にNPO法人お一るまいていが整備する定員40人の保育所で、3階建ビルの2階を賃貸する計画。

4番の「月寒じゅんのめ保育園」は、豊平区月寒東3条11丁目に株式会社アドレが整備する定員60人の保育所で、現在建設中の2階建店舗の1階を賃貸する計画。

5番の「ラブクローバー保育園」は、清田区清田7条2丁目に株式会社TWO CARATが整備する定員40人の保育所で、新築する2階建の保育所用建物を1棟まるまる賃貸する計画。

6番の「こどもみらい常盤園」は南区常盤2条2丁目に社会福祉法人みらいが整備する定員60人の保育所で、こちらも新築する2階建ての保育所用建物を1棟まるまる賃貸する計画。これら6件の整備による定員増は290人を見込んでいる。

次ページ以降の資料2-2について、こちらは、項目別に審査基準を満たすかを記

載しているもので、いずれの施設も「適」と判断しているので、それぞれの施設のポイントを説明する。

まず、1番の「ニチイキッズ南まるやま保育園」は、記載のとおり、屋外遊技場にいては、近隣の「緑が丘公園」を代替園庭とする計画。また、設置階は1階となるので、避難経路として特別の設備は必要ない。次に「資金計画」は収支状況や債務状況についても問題はない。なお、備考欄に記載しているとおり、当該法人は全国で札幌市内の3園をはじめ、全国で38の認可保育園を運営しているほか、小規模保育事業などを多数運営している。

次に、2番の「北1条すずらん保育園」は、「事業計画との整合性」欄に記載のとおり、休日保育事業を実施する計画となっている。また、屋外遊技場については近隣の北1条はるにれ公園を代替園庭とする計画で、保育室等は1階に設置となる。「資金計画」は収支状況・債務状況とも問題ない。当該法人は、系列園として、小規模保育事業所1園、認可外保育施設1園、学童保育1園を運営している。

次に、3番の「保育所お一るまいてい屯田園」は、屋外遊技場は近隣の屯田ひばり公園を代替園庭とする計画で、保育室等は2階に設置となる。保育室を2階以上に設置する場合、安全面から様々な上乗せ基準が設けられているが、建物は耐火建築物であり、通常使用する階段に加えて屋外階段が設置されており、転落防止設備も設置するなど、いずれも基準を満たす計画となっている。「資金計画」は収支状況・債務状況とも問題ない。当該法人は系列園として、市内に小規模保育事業所が3園ある。

次に、4番の「月寒じゅんのめ保育園」は、こちらは屋外遊技場については、259 ㎡を敷地内に設ける計画となっており、保育室は1階に設置するため特別な避難経路は必要ない。「資金計画」は収支状況・債務状況とも問題ない。当該法人は系列園として、事業所内保育事業所を1園運営している。

次の5番の「ラブクローバー保育園」は、保育所用に新築する建物をまるまる1棟借りる、いわゆる「建て貸し」方式での整備となるので、屋外遊技場は敷地内に137㎡確保する計画である。また、保育室は1階と2階に設置することとなることから、建物は準耐火「イ」構造で、屋外階段や転落防止設備等を整備する計画である。「資金計画」は収支状況・債務状況とも問題ない。当該法人は系列園として、東京都世田谷区で認可外保育施設を1園運営している。

最後に6番の「こどもみらい常盤園」は、先ほどのラブクローバー保育園と同様に建て貸し方式での整備となることから、敷地内に200㎡の屋外遊技場を確保するものである。また、保育室も同様に1階と2階に設置するため、準耐火「イ」構造で、屋外階段や転落防止設備等を整備する計画となっている。「資金計画」について、社会福祉法人は収支状況・債務状況が審査項目となっていないが、問題ないことを確認している。当該法人の系列園としては、名古屋市で認可保育所を1園運営している。

以上、6件の計画については、いずれも審査基準を満たしていることから、総合評価を「適」と判断しているものである。

【主な委員意見・質問】

- ○事前に申し込みがあり、審査した上で適合しているものが今回示された案件であると思うが、実際に事業者からの応募は何件あったか。
- →エントリーがあったのは11件。
- ○どういう理由で審査基準を満たさずに審査案件から外れてしまうことが多いのか。
- →建物の基準を満たさないことにより外れてしまう場合が多い。保育所は通常の建物よりも安全基準が厳しいことから、基準に適合できないことが多い。また、社会福祉法人及び学校法人以外に対しては資金要件を課しており、これを満たさないため審査案件から外れてしまうことがある。
- ○「建て貸し」方式の案件が2件あるが、これは系列の法人が建物を建てて貸している方式なのか、それとも全く別の法人等が貸しているのか。
- →系列会社が建物を建てて貸すパターンと地主が建物を建てて、保育事業者に対し 募集して貸すパターンの2通りがある。今回の2件はどちらも後者のパターンであ る。
- ○5番・6番の審査案件の設置者はどちらも本州が本部の法人であるようだが、施 設長は現地(北海道)の人を採用する予定なのか。
- →5番については現在東京の認可外の系列園で勤務し、保育士資格を有し、認可保育所に2年勤務経験がある方が就任する予定。6番については、市内の園で勤務している方が、就任する予定。
- ○このような本州に設置している法人は現地で運営している施設について指導を受けたことがあるかどうか等の確認をしているのか。
- →5番については認可外保育施設を運営しているが、厚労省の定める指導監督基準 を満たした、いわゆる証明書発行施設であることを確認している。6番については 設置主体が社会福祉法人であるため、法人所轄庁の名古屋市に過去に指導歴等があ るかについて確認し、指導歴が無い旨確認済みである。
- ○2番については28階建ての1階部分に設置されるとのことだが、新築される高層 マンションに設置するということか。
- →既存の高層ビルであり、1階で営業していたテナントが抜けた跡を活用し整備する計画である。
- ○2番の法人で既に運営している認可外保育施設は中央区の病院に隣接しており、 主に医療関係者に対して宿泊付きの保育等も提供しているようだが、今回の施設も 宿泊の保育サービスは提供する予定か。
- →認可保育所であるため、開所時間は午前7時から午後7時までとなっている。な お、医療関係者の入所可能性も踏まえ、休日保育を実施する予定である。
- ○5番と6番の資金計画について書き方が異なっているが。
- →5番については株式会社のため、資金要件として施設整備費、年間事業費の 1/12、年間賃借料及び1千万円以上の額を保有している必要がある。一方、6番については社会福祉法人が運営主体のため、このような資金要件が課されないことから、書

き方が異なっている。

- ○4番の法人はどのような事業を主に展開しているのか。
- →事業所内保育事業も運営しており、主に体操クラブや児童発達支援事業等の運営 を行っている。

上記の質疑の後、認可申請時点において、これらが計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

3. 小規模 保育事業 (新設)の 整備計画及 び認可について

【事務局説明】

○資料3「小規模保育事業(新設)の整備計画及び認可」を用いて説明

資料3-1の審査案件一覧に記載のとおり、今回審議いただく案件は、1番から13番までの13件で、中央区、北区、東区、白石区、豊平区の5区から応募があった。13件の整備による定員の増加数は247人分となる。

なお、資料に記載していないが、当初 25 件のエントリーがあったところ、物件や資金要件が基準を満たさないなどの理由により、最終的には約半数が取り下げとなったものである。

整備区分としては、大部分が補助整備の改修となっており、これは、賃貸物件などの内部を小規模保育事業所として改修整備するもので、改修費用の一部を札幌市が補助するもの。

それ以外の整備区分としては、5番の「あうら元町乳児保育園」が整備費用の補助を受けない自主整備での改修である。これは、補助整備を法人に限定しており、補助条件に合致しないことから自主整備で応募があったもの。また、7番の「こくあの彩保育園」と11番の「あんあん保育園福住ルーム」、13番の「とよひらる~む」は新築整備で、土地を確保したうえで建物を新築する整備手法となる。

なお、7番の「こくあの彩保育園」は、自主整備となっている。これは、整備予定 地が建築条件付きの土地で、土地購入の条件として建築業者が指定されているので、 補助整備の場合に義務付けられている「入札による施工業者の選定」ができないこと から自主整備で応募があったものである。

次に記載の施設名・整備予定地・設置者については資料に記載のとおりであるが、 設置者は、株式会社が7件、一般社団法人が2件のほか、合同会社・NPO法人、社 会福祉法人、個人事業主がそれぞれ1件となっている。

次の定員は、合計定員はいずれも19人であるが、7番の「こくあの彩保育園」は0歳児が1人で、1・2歳が各9人となっている。他の12件は0歳児が3人、1・2歳児が各8人という内訳となっている。札幌市では、1歳・2歳の供給量不足が顕著であることを踏まえて、事業者募集の要項において、この2パターンの定員設定をモデルケースとして示しており、いずれもモデルケースに沿った形での計画となっている。

最後の備考欄には、整備の概要を記載している。それぞれ、上段は賃貸か新築かの 区分、中段は建物の構造と保育室の設置階、下段は屋外遊技場について記載している。 このうち、建物を新築する7番、11番、13番については、屋外遊技場を敷地内に整備する計画で、このほか、2番の「アートチャイルドケア札幌あいの里保育園」についても、賃貸物件だが敷地に余裕があることから屋外遊技場を整備する計画である。

その他の9件については、既存の建物を賃貸するという性質上、敷地内に屋外遊技場を設けることは困難であることから、近隣の公園を代替園庭とする計画である。また、保育室等の設置階は、いずれも1階または2階までの低層階での設置となっており、2階に設置する事業所については、建物の耐火性能や避難経路などが基準を満たしていることを確認している。

3ページからは案件ごとの審査結果の詳細を記載している。資料に「事業計画との整合性」から「運営」までの審査項目があり、すべての項目が基準を満たしている場合に、総合評価を「適」としており、今回の審査案件は13件いずれも「適」と判断しているところである。案件ごとに特徴的な部分に絞って説明する。

まず、1番の「STナーサリースクール山鼻南」は、「事業者の適格性」の収支状況に記載のとおり、今年6月に設立した法人による整備である。

また、「設備」の欄に記載のとおり、保育室等を2階に設置することから、建物は耐 火建築物で、避難経路として屋外階段の設置がある。

2番の「アートチャイルドケアあいの里保育園」は、「運営」の欄に記載のとおり、 連携施設は同一法人が設置運営しているアートチャイルドケア札幌百合が原となって いる。

3番の「木育こどもの家新川園」と4番の「栄町みつばち保育園」は、「設備」の欄に記載のとおり、ともに保育室等は2階に設置する計画で、「木育こどもの家新川園」は耐火建築物で避難経路は非常用滑り台、「栄町みつばち保育園」は準耐火建築物に改修し避難経路は待避上有効なバルコニーとする計画である。

なお、4番の「栄町みつばち保育園」にいては、記載のとおり、今年6月に設立した法人である。

5番の「あうら元町乳児保育園」は、個人立の事業所となるが、備考欄に記載のと おり、すでに小規模保育事業所を1園運営している実績がある。

6番の「苗穂みらいのたね」については、系列園として小規模保育事業所を2園運営している。

7番の「こくあの彩保育園」は、自主整備での新築となるので、「設備」に記載のと おり、屋外遊技場は敷地内に81㎡確保する計画である。

8番の「白石よつば保育園」と9番の「にこまるえん南郷」については、小規模保育事業所の運営実績があり、10番「レーベン美園保育園」については、補足の説明はない。

11 番の「あんあん保育園福住ルーム」は、補助整備での新築となるので、「設備」 に記載のとおり、敷地内に 104 m²の屋外遊技場を整備する計画となっている。

12番の「はるにれ保育園」は、記載のとおり、今年4月に設立した法人である。

最後の「とよひらる~む」は、社会福祉法人による整備であることから、「事業者の 適格性」のうち、収支状況と債務状況、それと社会的事業の知識経験については審査 不要となっている。

また、「運営」の調理員については、当該法人が設置する「とよひら保育園」が約100mのところにあり、給食は当該施設から搬入することから、調理員の配置は不要となっており、調理室の設置もない。

【主な委員意見・質問】

- ○卒園後の受け皿で幼稚園と記載のあるものは預かり保育を実施している園なのか、また、受け皿の他、代替保育や保育内容の支援について、連携施設になるには距離制限等は設けているのか。例えば2番の施設はあいの里だが、連携施設は百合が原のため、JRの駅でも4駅ほど離れているのではないか。実際に預ける保護者は大変かと思うが。
- →幼稚園については預かり保育を実施している園を連携施設としている。また、連携施設についての距離制限のような基準はないが、できるだけ近隣の施設にあたってもらうよう協力をお願いしている。2番の施設の事例では系列園であるが、必要確保枠のうち、連携施設確保後も1名でも2名でも近隣で連携施設が確保できれば変更することも可能である。また、実際に施設に入所する際は連携施設について説明を行っているので、連携施設については同意した上で入所するものと認識している。また、連携施設への入所を希望しない場合も入所調整の際に加点を行い、配慮している。
- ○連携する側の施設にメリットはあるのか。
- →直接的なメリットはあまりないが、事業者間で結ぶ連携契約の中で費用について 支払いをしているケースもある。
- ○本来、小規模の制度設計の時点で理想として、連携施設は近隣のものであって、 日常保育の中でも保育支援等の連携ができるものとなっていたと思うが、実際はそ うなっていない場合が見られる。小規模保育事業の質の向上という点ではしっかり 連携ができることが必要であるが、国も制度設計についてはもう少しよく考えて欲 しい。
- ○国には連携施設となった園に調整役としてアドバイザーを配置した場合に補助金を支給するサテライト型小規模保育事業という制度がある。札幌市も補助金の一部を負担しなければならず、財政的な面もあり、実施していないと思うが。
- →他の政令市の状況を見ると、あまり導入しているところは見られない。というの もこの制度は前提として、受入側の受け皿を拡張する、施設の定員増を想定してお り、中々難しい部分がある。
- ○小規模保育事業も保育所も保育料は変わらないが、その子どもたちが受ける保育 の環境は大きく異なる。小規模保育事業は今後も質の向上ということを常に考えて 欲しい。
- ○連携内容の卒園後の受け皿については現在の受入可能部分を削れば対応可能では あるが、その他の代替保育や保育内容の支援では施設間での保育理念の違いや職員 の混乱を招くことがあるため、積極的な連携が難しい。連携に当たっての明確な道

筋を示す必要がある。

- ○無償化になった場合、現在1号と預かり保育を利用している人が2号保育に流れてくる懸念もある。その場合、小規模保育事業所は卒園後の受け皿を確保していくことがより困難になると思われる。札幌市は今のうちから対策について考えておく必要がある。
- ○今回の応募事業者は新設の法人が多いと思うがどういった法人か教えてほしい。
- →個人の方がこれまでも保育事業に興味があり、役員も保育士資格を持っている等、 実際に保育に携わりたいという方たちが、毎年札幌市で募集しているスケジュール に合わせて保育事業専門の法人を設立している。
- ○4番の法人はどういった法人か。
- →代表者が認可外ではあるが保育業界に携わっていた方で、経営の安定性ということも踏まえ、新たに法人を立ち上げたものである。
- ○今後新たに保育士の採用をしていかなくてはいけないが、これに対してサポート 等は行っているか。
- →保育士の求人・求職のマッチングを行う、札幌市保育士・保育所支援センター「さ ぽ笑み」を案内し登録してもらい、保育士確保の一助としていただいている。
- ○基準上、5人の保育士が必要であると記載があり、どの施設もおおよそ7名程度 採用予定となっているが、13番の施設は6名採用予定となっている。そもそも6人 で運営しようと考えているのか。
- →スタートの時点では6名で行うという認識。連携施設に100メートル先に系列園があることや、その他連携施設となっている関連法人からの人事異動により保育士を確保する計画と聞いている。
- ○4番の施設はなぜ12人も採用予定なのか。
- →常勤職員5人と非常勤(短時間)職員7人を採用する予定であり、すべて常勤に 換算した人数ではない。
- ○今後は常勤と非常勤の内訳が分かる記載にして欲しい。
- →次回部会以降、明記する。
- ○保育所の補助金は全て一律であったが、小規模保育事業の場合、金額にばらつきがあるがその理由は。
- →枠組みとして改修と新築で補助の上限額が異なる。新築の場合、上限額として6 千万円程度、改修の場合、2千4百万円となっている。また、その上限額か実際の 工事費の75パーセントのどちらか低い金額を補助額としているため、補助額が異なっている。
- ○各施設の水害等の災害対策についての安全基準があるか。
- →市内の多くがハザードマップの対象地域となっているが、保育施設の設置についての制限はない。崖地のような特段危険性のある地域についてはこちらから指導を行うことはあるが、水害等について基準等はないことから、気象庁からの避難情報等を踏まえ、運用上の対策を講じてもらうこととなる。
- ○審査案件一覧の中の項目で必要度についての記載があるが、例えば中央区では一

番必要度の高い地域はどこなのか。

- →中央区では必要度Aの地域はないが、必要度Bの地域では山鼻南、大倉山、幌南、 宮の森等の小学校区となっている。
- ○中央区は必要度Aが無いということだが、資料1の需給計画では中央区は不足しているようだが。
- →区全体としては足りないということであるが、より細かい各小学校区別で見ると、 その地域のニーズとその地域での保育所等の定員を比べて、A, B, Cという優先 度付けした結果、中央区は優先度A地域が無いということである。
- ○必ずしも必要度が高い地域に応募があるとは限らないのか。
- →高い地域に応募があるとは限らないが、必要度については市ホームページでは状況を公開しており、関心の高い事業者はこれを確認して、なるべく必要度の高い地域に応募したいという意向を持たれているようで、相談も多く寄せられている。

上記の質疑の後、認可申請時点において、これらが計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

【事務局説明】

○報告事項 北栄マスカット保育園の新園舎共用開始の延期について

※資料なし

今年3月27日の認可・確認部会において、東区にある北栄マスカット保育園の増改築整備について審議いただいていた。当初の計画では、老朽化した定員60人の既存施設を取り壊し、定員90人の施設に建て替えるというもので、新園舎は平成31年4月の供用開始を予定していたところであった。

しかしながら、既存園舎の解体設計を進める中で、建材にアスベストが含まれていることが判明したことから解体工事に時間を要することとなり、工期全体に影響が生じ、新園舎の供用開始が平成31年9月に変更となるものである。

なお、建材に含まれるアスベストは飛散性が低いため、施設の通常使用にあたって は除去や封じ込め等の必要はなく、解体時に放水しながら作業を行うなど適切な対応 が求められるものである。